

看護学科病院奨学金制度について

本制度は、看護学科の生徒に対して、看護師国家資格を取得するまでの5年間、本校の指定病院から貸与される教育的奨学金制度です。

1. 奨学病院（指定病院）が求める生徒

- (1) 看護師を目指す強い意志と情熱をもっている。
- (2) 心身ともに健康である。
- (3) 人物が優秀である。
- (4) 学習に意欲的に取り組む。
- (5) 将来看護師として指定病院に勤務できる。

2. 貸与内容 平成28年度実績

- (1) 入学金（全額） 100,000円
 - (2) 校納金（全額） 54,650円（授業料・PTA会費・生徒会費・修学旅行積立金）
 - (3) 寄宿費またはスクールバス代
 - ①寄宿費（全額） 58,000円（日曜・祝日も含み1日3食付き・管理費含む）
 - ②スクールバス代（全額） 利用区間により 10,600円～13,000円
- ※制服・教科書等については自己負担となる。

3. 貸与条件

- (1) 1の(1)～(5)を満たす生徒であること。
- (2) 入学金および4～6月分の校納金・寄宿費またはスクールバス代を完納日までに納入していること。
未納の場合は、病院との面談・契約はできない。延納願い・猶予願いは認めない。

※ 奨学金の貸与は、奨学病院決定後の7月より開始されるため、保護者で一時立て替えのうえ、決定後に保護者へ返金となる。

※ 在学中の進路変更（退学や転学）や休学、原級留置、問題行動発覚時は、規定によりそれまで貸与された奨学金は「全額一括返済」しなければならない。

※ 申込者が、就学（看護実習を含む）や卒業後の看護師としての就労に影響を及ぼすおそれのある心身の病気に罹患している（既往歴のある）場合、または、就学中に発症した場合、本制度の適用対象外となることがある。

4. 申込方法

入学後、奨学病院の希望地区を第1～第3希望まで申し出る。

※詳細については、入学説明会にて説明あり。

5. 特典

専門課程修了後、看護師資格を取得し、奨学病院に4年間（寮生は5年間）勤務した場合、奨学金にかかる課税額を除き「全額、返済は免除」される。なお、この勤務期間の給与・労働条件は他の入職者となんら変わりなく、安心して勤務できる。